

第5期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第5期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成25年12月26日(木) 午後6時30分から午後7時50分
開催場所	中央ふれあい館 特別会議室
出席者	(委員長) 齋藤委員長 (副委員長) 田村副委員長 (委員) 板橋委員、松本委員、浅見委員、林委員、草野委員、 後藤委員、小林委員、竹本委員、石井委員、吉岡委員
会議内容	<p>■ 開 会</p> <p>○委嘱書交付</p> <p>○あいさつ</p> <p>— 以上委嘱書交付式 —</p> <p>第5期 第1回 川口市自治基本条例運用推進委員会</p> <p>○自己紹介</p> <p>○正・副委員長の互選</p> <p>○正・副委員長あいさつ</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口市自治基本条例について ・川口市自治基本条例運用推進委員会の役割について ・今後の委員会の進め方について <p>○その他</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<p>1 次第</p> <p>2 川口市自治基本条例運用推進委員会委員名簿</p> <p>3 席次表</p> <p>4 川口市自治基本条例パンフレット</p> <p>5 川口市自治基本条例の手引き</p> <p>6 前回の会議録(事前送付)</p> <p>7 次期委員会の申し送り事項</p> <p>※ 参考として、会議前に傍聴要領を配付</p>
発言内容	<p>■ 傍聴について</p> <p>事務局</p> <p>川口市の審議会は原則公開となっており、傍聴希望者がいる場合は、会議の冒頭で傍聴者の入室について諮る。なお、傍聴者は、「傍聴要領」に従い傍聴をお願いし、会議の途中で傍聴希望者が来た場合は、所定の手続き後に入室していただくという取り扱いとしたい。</p>

－ 全員異議なく了承 －

■ 開会（午後 6 時 3 0 分）

事務局

これより川口市自治基本条例運用推進委員委嘱書交付式を開会する。

○委嘱書交付

事務局

始めに、企画財政部長から、川口市自治基本条例運用推進委員会委員の委嘱書の交付を行う。

- － 市長代理として交付する旨のあいさつ －
- － 各委員に委嘱書を交付 －

○あいさつ（企画財政部長）

川口市自治基本条例運用推進委員会の開催にあたり、年末のお忙しい中、また、大変寒い中に参集いただいたことに感謝を申し上げます。

「まちはみんなでつくるもの」、「住んでよかった、これからも住みつけたい」と実感できる川口市の実現に向け、この条例の制定により、さらに行政と市民が手を携えてもらいたい。そのような思いを込めたこの条例を作って終わりにしないため、本委員会がより良い形になるように、新委員を迎えて活発に議論をしてもらうことをお願いしたい。

－ 以上、委嘱書交付式終了 －

事務局

続いて、第 5 期第 1 回川口市自治基本条例運用推進委員会を開催する。次第に従い、まずは委員の自己紹介をお願いします。

○自己紹介

－ 各委員自己紹介 －

○正・副委員長の互選

事務局

正副委員長について、川口市自治基本条例運用推進委員会条例第6条の規定に基づき、互選をお願いします。

委員

正副委員長は、学識者の二人をお願いしてはどうか。
委員長は齋藤委員、副委員長は田村委員をお願いしたい。

－ 全員異議なく了承 －

○正副委員長あいさつ

委員長

自治基本条例は川口市の憲法である。私も副委員長も川口市民ではないが、川口市民のより良い形の条例にするため、委員の自由で闊達な意見を取りまとめ、支援をする形で力を注いでいきたい。どうぞよろしくお願いしたい。

副委員長

副委員長として齋藤委員長をしっかりとサポートしていきたい。
委員長が言ったとおり、自由に遠慮なく発言をしてもらい、実りのある会議にしていきたい。どうぞ、ご協力をお願いしたい。

事務局

それではここで、事務局を紹介する。

－ 事務局自己紹介 －

次に、資料の確認をさせていただく。

机上に、次第、委員名簿、座席表、次期委員会の申し送り事項の4点、事前に「自治基本条例の手引き」、「自治基本条例のパフレット」を配付している。

事前に送付させていただいたのは前回の会議録となっている。
資料に過不足はないか。

－ 資料の過不足なしの声 －

それではここからの進行は、委員長にお願いする。

○議事

- ・川口市自治基本条例について

委員長

それでは議事に入りたいと思う。まずは自治基本条例を理解するために、自治基本条例のパンフレット、手引きを基に説明をしたい。

その住民の決定権が反映される仕組みが自治基本条例ともいえるが、自治基本条例の定義というのは自治体ごとにそれぞれである。

川口市の場合は、この条例を市の憲法として位置づけ、最高規範として、この条例を定めている。

川口市の自治基本条例は、市民、行政、議会という大きく3者について規定しており、特に市民から信託を受けた行政と議会についての規定が中心であり、行政や議会を統制する面と市民の権利を保障するという、大きくはこの2つの側面から構成されている。

また、この条例の特徴としては、県内の類似条例と比較すると、非常にシンプルな章立てとなっており、わかりやすい条例である。

また、市民の権利をどこまで規定したかという点からいえば、この条例の規定によって、この委員会の規定を含め、その他「川口市市民参加条例」「市民協働推進条例」「市民投票条例」という、市民の参加を保障する手続き的な条例が、これまでの5年をかけて、すべてが規定されたということである。

非常に雑駁ではあるが、以上がこの条例の概要である。

この条例について、何か質問等はあるか。

委員

条例の手引きの解説に書かれている第2条の(1)市民の定義で、市民から法人を除いた記述の解説があるが、なぜあえて除くことにしたのか、経緯について詳しく確認したい。このまま解釈すると法人からの提案等は受け付けないという意味になるのか。

事務局

資料の「自治基本条例の手引き」に記載があるとおりである。

副委員長

この手引きの解説から回答を読みとるのは難しいが、念頭にしているのは自然人（市民）であり、自然人の集合で構成している法人ではなく、市への提案などは原則として自然人がするという趣旨ではないかと解釈する。また、このことは法人からの意見等は一切受け付けないという意味ではないと思う。

委員

指摘のとおり、第2条の市民では法人を除いているが、第2章の8条では別に市民団体や事業者などを規定しているため、ここでは意図的にわけて表現する必要が何かあったのではないか。

あくまでも推測ではあるが。

委員長

（法人を除く）とあえて表現したのは、何かしらの意図があったのではないかという質問かと思う。確かにこれまでは議論したことがない観点であるが、その後の条文では事業者の役割も規定していることから、あくまでも定義における「市民」としての解釈では除いたということかと思う。

このように条文ひとつひとつを丁寧に考えてみると、条例の手引きの解釈や議論が豊かなものになると思う。

他には何かあるか。

－ 委員からなしの声 －

- ・ 川口市自治基本条例運用推進委員会の役割について

委員長

それでは続いて委員会の役割について、「次期委員会の申し送り事項」をもとに解説をしていきたい。委員の皆さんは配付した資料を見ていただきたい。

この申し送り事項は、委員会の役割に限定した申し送りではなく、昨年までの議論の内容をまとめたものとなる。

まず、この委員会の役割は市長からの諮問事項について審議し、これに対する答申をこれまで3回出してきた。今期は「条例の見直しの可否

について」「委員会の在り方について」という新たな諮問事項について審議をした結果、「条例の見直しの可否について」は、おおむね条例そのものについては改正の箇所が見当たらないという見解であった。

ただし、「住民自治をもっと前面に出すべきである」「条例の名称について見直すべきである」その他いくつかの意見も出されたが、いずれにせよ、改正する必要はないという結論には至っていない。

もうひとつの諮問事項である「委員会の在り方」についても、現在の委員会のかたちの問題点はいくつか挙げられているが、このような「かたち」が望ましいという結論には至っていない状況である。

その問題点を集約したものが記載された3点となっている。

1つは、現在の参議院方式による、1年目、2年目の委員が議論をしていく中で、どうしても情報格差が生じ、うまく進めることが難しい。

2つ目は、審議するにあたっては一定期間を経て、明確なテーマを設定した方が委員会の役割は明確となる。

3つ目は、具現化した課題が生じた場合、集中的に審議する方が効果的である。

という、問題点が挙げられ、現段階でこれらの問題点は、委員会の制度上、発生するものであるから、委員会のかたちや役割を定めた委員会条例は改正する余地があるという見解である。

つまり、委員会のかたちと役割については、引き続き議論を要するという内容になっている。

以上がこれまでの審議をまとめた引き継ぎ事項の内容である。

この点について、確認したいことはあるか。

委員長

補足をさせてもらおうと、委員会のかたちや任期を定めたものは、「川口市自治基本条例運用推進委員会条例」の条文によるものである。

また、申し送り事項以外に参考にしてもらいたい点として、前回の議事録も確認してもらいたい。

委員

それではいくつか確認したい。まず、委員会に出された諮問事項では、「運用と啓発について」については答申がすでに出されており、「委員会の在り方について」と「条例の見直しについて」は審議した結果、大方、条例の見直しについては必要無く、委員会のかたちについては見直しが必要であるという方向との理解でよいか。

委員長

概要としてはその通りである。
他にはどうか。

委員

この委員会の役割についての提案というか要望になるが、これまでは諮問事項についての答申をしてきたが、諮問事項以外にも委員会としての思いや幅広い提案などができるようにできたらと考える。
このような観点も今後は取り入れてもらいたいと考えるがどうか。

委員長

そのような観点も検討したいと思う。これまで委員会の役割が不明確という意見が出ていたが、実は委員会の役割は、委員会条例の事務所掌によって明確にされている。簡単に言えば、調査・審議と、必要ならば提言をすることだけである。

委員会が迷うのは、運用や解釈というものをどのように確認したら良いかが非常に難しく、これは決め方というか、委員会が出した答えで果たして良いのかという疑問が常についてまわってしまう。

しかし、議会の一会期制のように、この委員会としての結論を出してしまっ、そのことについては一切言及しないという形でも個人的には良いのではないかと考えている。

委員

今の委員長の意見を聴いて、私なりの解釈を述べたい。すでに答申が出されていることに対して、その後、答申された課題についてはどのように取り組んでいるのか検証することを委員会の役割としてはどうか。

委員長

確かにそのような進め方も有効である。

委員

続けて進め方について述べさせてもらおうと、答申の中に書かれた課題はかなり具体的であり明確なものなので、それがこの条例を運用していく上で必要な要素だと考える。

委員長

確かに答申の内容は、まさにその時に認識した課題であり、それを数年経過した時点で検証するという方法も進め方としては有効である。

そこで皆さんに確認したいのは、これまでの議論も踏まえ、まず委員会のかたちを明確にしてから役割を決めるのか、役割を明確にしてからかたちを決めた方がよいのか。

委員

まだ本日は初回なので、今は投げかけだけで良いのでは。

委員長

それでは次回までに考えていただくということで、本日はここまでとして良いか。

－ 委員から良しの声 －

委員長

それでは、次の議題、委員会の進め方について、事務局からお願いしたい。

- ・今後の委員会の進め方について

事務局

委員会の進め方について説明する。本委員会はおおむね2ヵ月に1回年間で7回程度を予定している。次回の会議については、1月24日(金)午後6時30分からとさせていただきます、会場は本日と同じ場所で予定している。

今後の日程は、会議の中で次回の日程についてとし、委員の皆さんの日程を調整させていただきながら決定をしていきたい。

次に会議録の公開については、会議録は要点筆記にて作成し、発言者の氏名は記載しない形で市役所の市政情報コーナー及びホームページ上で公開する流れでお願いしたい。

委員会の進め方については、以上のとおりでお願いしたい。

委員長

ただ今の事務局からの提示のとおり、次回日程は1月24日、委員会

	<p>の進め方については説明のとおりで良いか。</p> <p>－ 委員から良しの声 －</p> <p>○ その他</p> <p>委員長 では日程と進め方については、そのようにお願いしたい。 最後にその他で何かあるか。</p> <p>－ 委員からなしの声 －</p> <p>委員長 事務局から、その他で何かあるか。</p> <p>－ 事務局からなしの声 －</p> <p>委員長 それでは、以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後 7 時 5 0 分）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回日程	<p>次回 1月24日（火）午後6時30分から 中央ふれあい館 特別会議室</p>